

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勅令発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	第二次北部山岳地域初等教育施設整備計画の贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	第二次北部山岳地域初等教育施設整備計画の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 初等教育施設の輸送に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	511,000千円 H19.3.31まで	H18.7.6 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使側 ベトナム側 チヤン・パン・ニユン教育訓練副大臣	H18.7.19 426号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十九年度に來日するもの）に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	492,000千円 (H18年度 45,000千円) H19.3.31まで (H19年度 217,000千円) H20.3.31まで (H20年度 134,000千円) H21.3.31まで (H21年度 96,000千円) H22.3.31まで	H18.7.6 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使側 ベトナム側 チヤン・パン・ニユン教育訓練副大臣	H18.7.19 427号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十六年度以前に來日したもの）に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与 国立衛生疫学研究高度安全性実験室整備計画を実施するために必要な 1. 高度安全性実験室の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	35,000千円 H19.3.31まで	H18.7.6 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使側 ベトナム側 チヤン・パン・ニユン教育訓練副大臣	H18.7.19 428号
ベトナム	国立衛生疫学研究高度安全性実験室整備計画の贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文		891,000千円 H19.3.31まで	H18.9.28 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使側 ベトナム側 チヤン・パン・ニユン保健大臣	H18.10.11 574号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	中部高原地域地下水開発計画の ための贈与に関する日本国政府 とベトナム社会主義共和国政府 との間の交換公文	中部高原地域地下水開発計画を実施するために必要 な詳細設計に必要な役務の供与	35,000千円 H19.3.31まで	H18.11.9 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ベトナム側 カオ・ドク ク・フアット農業・農村 開発大臣	H18.11.21 628号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。